

## **仕組債の取引に係るご注意**

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**「ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債」  
の契約締結前交付書面**

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、「ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券の当初払込みおよび利払いは円貨ですが、満期償還額は満期償還日の15営業日前の日(以下「最終償還判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートに応じて円貨またはトルコリラで支払われます。したがって、トルコリラ・日本円為替レートの状況によっては満期時に為替差損が生じる可能性があります。
- 本債券の利率は当初約6ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については各利払日の15営業日前の日(以下「利率判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートの水準により決定されます。
- 本債券は、満期償還日を除く各利払日の15営業日前の日(以下「強制早期償還判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の利払日に額面金額の100%で強制早期償還されます。
- 本債券は、金利水準、トルコリラ・日本円為替レートの変化や発行者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- 本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 本債券の主なリスク要因

#### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 本債券の当初払込みおよび利払いは円貨ですが、満期償還額は最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、額面金額100万円につき、100万円を支払われ、償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円を基準為替で除して算出されるトルコリラ金額で支払われます。また、本債券の利率は、当初約6ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については利率判定日のトルコリラ・日本円為替レートの水準により決定されます。したがって、本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合があります。
- 本債券の満期償還額は、最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額を基準為替で除したトルコリラ金額で支払われるため、満期償還額の円貨相当額は満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートに左右されます。したがって、満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、日本およびトルコの中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- トルコリラ・日本円為替レートは、現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって変動します。

#### 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

#### 強制早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、強制早期償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の利払日に額面金額の100%で強制早期償還されます。本債券が強制早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、強制早期償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

### 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 本債券の概要

発行者	ドイツ銀行ロンドン支店	
発行形態	デット・イシュアンス・プログラム	
発行額	56億7,700万円	
額面金額	100万円	
発行日	2015年3月30日	
満期償還日	2020年3月26日	
利払い及び償還通貨 利率	日本円(利払い及び早期償還)、日本円またはトルコリラ(満期償還) 当初約6ヶ月間 <u>年8.70%</u> 以降4年6ヶ月間 (i)利率判定日の参照為替が利率判定為替以上の円安の場合、 <u>年8.70%</u> (ii)利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、 <u>年0.10%</u>	
参照為替	円/ユーロ参照為替 ÷ トルコリラ/ユーロ参照為替 (小数第3位を四捨五入)	
円/ユーロ 参照為替	ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロあたりの日本円を使用します。(参照ページ等は変更される場合があります)	
トルコリラ/ユーロ 参照為替	ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロあたりのトルコリラを使用します。(参照ページ等は変更される場合があります)	
利率判定日 基準為替	2016年3月26日から満期償還日までの各利払日の15営業日前の日 発行日の参照為替	
利率判定為替	基準為替 - 8.00円	
利払日	各年3月26日及び9月26日(初回利払日 2015年9月26日)	
満期償還額	(i)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替以上の円安の場合、 <u>100万円</u> (額面金額100万円あたり) (ii)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満の円高の場合、 <u>100万円 ÷ 基準為替</u> (額面金額100万円あたり) で算出されるトルコリラの金額(0.01トルコリラ未満は四捨五入)	
償還判定為替	基準為替 - 12.00円	
最終償還判定日	満期償還日の15営業日前の日	
強制早期償還条項	いずれかの強制早期償還判定日(強制早期償還日の15営業日前の日)の参照為替が強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面金額の100%で早期償還されます。	
	強制早期償還日が到来する月	強制早期償還判定為替
	2015年9月	基準為替 + 3.00円
	2016年3月	基準為替 + 2.00円
	2016年9月	基準為替 + 1.00円
	2017年3月	基準為替
	2017年9月	基準為替 - 1.00円
	2018年3月	基準為替 - 2.00円

2018年9月	基準為替	－	3.00円
2019年3月	基準為替	－	4.00円
2019年9月	基準為替	－	5.00円

強制早期償還日 2015年9月26日から2019年9月26日までの各利払日

---

### 本債券に係る金融商品取引契約の概要

---

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

---

### 本債券に関する租税の概要

---

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

[個人のお客様]

- ・ 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 本債券を売却したことにより発生する利益の取扱いは、明確ではありません。譲渡所得として総合課税の対象となる場合があります。
- ・ 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・ 平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く。)・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。

[法人のお客様]

- ・ 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

---

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

---

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- ・ 本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

**当社の概要**

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円 (平成26年12月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

## ＜＜為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債の損益シミュレーション＞＞

本シミュレーションは、「ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債」(以下、『本債券』といいます。 )について満期償還額および期中価格の変動のイメージを示したものです。

### 【仮定】

利率	当初約6ヶ月間 以降4年6ヶ月間	年 8.70% 以下に従って決定されます。
	( i ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合	: 年 8.70%
	( ii ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合	: 年 0.10%
基準為替	45.00円	
利率判定為替	37.00円	(=基準為替－8.00円)
償還判定為替	33.00円	(=基準為替－12.00円)
強制早期償還判定為替	初回利払日 以降	48.00円 (＝基準為替＋3.00円)
満期償還額	22,222.22トルコリラ	利払日毎に1.00円ずつ円高
債券購入価格	額面の100%	(=100万円÷基準為替)又は 100万円

### 【ヒストリカルデータ】

- 以下は、トルコリラ・日本円為替レートのヒストリカルデータです。2002年1月1日から2015年3月12日までの期間を採用しており、最大値から最小値への変動率は61%です。

最大値	最小値	変動率
2002年2月5日 102.59円	2011年10月4日 40.23円	61%

※2005年1月1日に通貨の変更が行われておりますが、その影響を加味したヒストリカルデータを採用しております。(データ出所 ブルームバーグ)

### 【ヒストリカルデータによる想定損益】

#### ① 満期償還額

本債券の満期償還が外貨償還の場合、償還日のトルコリラ・日本円為替レートが試算時のトルコリラ・日本円為替レートより上記の変動率と同じ61%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は、額面100万円に対して61%相当の61万円となります。したがって、この場合における償還金額の円貨相当額は、額面100万円に対して39万円となります。

想定損失額	想定償還額	損益率
▲61万円	39万円	▲61%

#### ② 期中価格と売却損益

本債券の発行直後にトルコリラ・日本円為替レートのみが試算時のトルコリラ・日本円為替レートより上記と同様に61%下落したと想定した場合、途中売却時の想定損失額(損失見込額)は、額面100万円に対して71%相当の71万円となります。したがって、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して29万円となります。

想定損失額	想定受取額	損益率
▲71万円	29万円	▲71%

### 【損益シミュレーションによる想定損益】

#### ① 満期償還額

- 額面100万円に対する満期償還額を満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートを用いて円換算した額およびその損益を示しています。

円償還の場合(償還判定為替≦最終償還判定日の参照為替)		
トルコリラ・日本円 為替レートの影響なし	満期償還額 (額面100万円あたり)	損益 (額面100万円あたり)
	1,000,000円	0円
トルコリラ償還の場合(最終償還判定日の参照為替<償還判定為替)		
満期償還時のトルコ リラ・日本円為替レート	円貨相当額 (額面100万円あたり)	円換算した際の損益 (額面100万円あたり)
0円	0円	▲1,000,000円
5円	111,111円	▲888,889円
10円	222,222円	▲777,778円
15円	333,333円	▲666,667円
20円	444,444円	▲555,556円
25円	555,555円	▲444,445円
30円	666,666円	▲333,334円
35円	777,777円	▲222,223円
40円	888,888円	▲111,112円

※円未満切り捨て

② 期中価格と売却損益

- 本シミュレーションは、試算時の条件からトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

トルコリラ・日本円 為替レートの変化	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	▲89%	▲75%	▲61%
	額面100万円あたりの 損失額	▲890,000円	▲750,000円	▲610,000円

- 本シミュレーションは、試算時の条件から円金利及びトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

円金利とトルコリラ・ 日本円 為替レートの変化	円金利	3.0%上昇		
	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	▲89%	▲75%	▲61%
額面100万円あたりの 損失額	▲890,000円	▲750,000円	▲610,000円	

- 本シミュレーションは、試算時の条件からトルコリラ金利及びトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

トルコリラ金利と トルコリラ・日本円 為替レートの変化	トルコリラ金利	10.0%上昇		
	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益	▲91%	▲82%	▲73%
額面100万円あたりの 損失額	▲910,000円	▲820,000円	▲730,000円	

- 試算時の金利およびトルコリラ・日本円為替レート

	円	トルコリラ	1トルコリラ	=	45.00円
1年	0.14%	10.29%			
2年	0.15%	10.11%			
3年	0.18%	10.01%			
4年	0.22%	10.02%			
5年	0.28%	10.04%			

【ご留意点】

- 本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。
- 上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損失額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。
- 各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。
- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。
- 円金利およびトルコリラ金利の変化は、算出時のレートを基準とし、直近から償還年限までの各期間の金利水準が同一幅変化したものとして試算しています。
- 本シミュレーションは、発行直後に各金融指標の変化があった場合の債券価格の変化(試算値)を示しています。ただし、残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。
- 本シミュレーションはあくまでも簡便な手法により行われたものです。



## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

### 商号等

SMBC日興証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

### 手数料等について

- ・本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- ・本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### リスク等について

- ・本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・本債券は最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートの水準により償還通貨および満期償還額が決定されます。したがって、満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・本債券の利率は、トルコリラ・日本円為替レートにより適用される利率が変動します(当初固定期間を除く)。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、関連する利払期日に適用される利率は、年率0.10%となります。
- ・本債券は、一定の条件が満たされた場合、額面の100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日まで受領するはずであった利息を受領することができなくなります。
- ・発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

### 当社が加入する協会等について

- ・ 日本証券業協会
- ・ 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会
- ・ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2015年3月

## 発行登録目論見書の訂正事項分

# ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債

平成27年3月16日 訂正発行登録書提出

### 発行登録目論見書の訂正理由

2015年3月付発行登録目論見書の記載事項のうち、発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出され、また、有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実として新たな事実を追加するため、関係事項を下記の通り訂正および追加するものであります。なお、訂正した箇所には下線を付しております。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）  
平成26年6月27日 関東財務局長に提出

#### 2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書  
事業年度（2014年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）  
平成26年9月29日 関東財務局長に提出

#### 3 臨時報告書

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成26年8月19日および平成27年2月17日に関東財務局長に提出

#### 4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

1 記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成 26 年 6 月 27 日および平成 27 年 3 月 16 日に関東財務局長に提出

2 記載の半期報告書について半期報告書の訂正報告書を平成 27 年 3 月 16 日に関東財務局長に提出

2015年3月11日

## 連邦準備制度理事会による2015年 DFAST および CCAR の結果に対する ドイツ銀行のステートメント

ドイツ銀行は本日、連邦準備制度理事会（FRB）が発表した2015年のドッド・フランク法ストレステスト（DFAST）および包括的資本分析検査（CCAR）プロセスの結果について回答しました。ドイツ銀行 AG の子会社でグループ全体の総資産の5%未満を占めるドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション（DBTC）は、今年初めて同検査に参加した唯一の銀行持株会社です。

### DFAST

FRBは3月5日、厳しい経済・金融ストレスの下において、CCAR基準に照らしてDBTCが規制上必要とされる最低限のレベルを上回る資本比率を維持できることを発表しています。過度に厳しい経済シナリオ下においても、DBTCの予想される普通株式等 Tier 1 資本比率は、規制上必要とされる最低基準を上回り、対象となる9四半期（2016年末まで）の期間において28.6%を下回らないものとされています。また、DBTCの Tier 1 レバレッジ比率についても規制上の最低基準を上回り、同期間において11.0%を下回らないものとされています。

### CCAR

FRBは本日、配当および自社株買いの計画を含まないDBTCの資本計画案について、定性的理由により反対したと発表しました。ドイツ銀行は資本計画プロセスの強化、増強に注力してまいります。

ドイツ銀行は最良の社内システムおよび統制を確保するために、1,300人の専任スタッフを新たに雇用し、米国では様々な管理部門において500人を超える従業員を採用しています。これらの採用は、既に発表している長期に持続可能な戦略的事業構造を構築するための10億ユーロの投資の一部です。

DFAST および CCAR 結果に関する DBTC の開示は以下をご参照ください。

<https://www.db.com/ir/reports>

DBTC および他の参加各社の CCAR 結果に関する情報公開については、FRB のウェブサイトをご参照ください。

ドイツ銀行は顧客重視のグローバル・ユニバーサルバンクとして、世界中で2,800万にのぼるお客さまに幅広いサービスをお届けしています。当行は、ドイツはもとより、欧州、さらに米州およびアジア・太平洋地域においても強固な事業基盤を有し、事業法人、政府、機関投資家、中小企業、個人のお客さまに、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.db.com/ir](http://www.db.com/ir) からダウンロードすることができます。

## 発行登録追補書類に記載の事項

発行登録追補書類番号26-外1-186

平成27年3月17日提出

### ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債

本書ならびに本社債に関する2015年3月付発行登録目論見書および同発行登録目論見書の訂正事項分をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では、平成27年3月17日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書および同発行登録目論見書の訂正事項分に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【今回の売出金額】 56億7,700万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年1月6日
効力発生日	平成26年1月14日
有効期限	平成28年1月13日
発行登録番号	26-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-1	平成26年1月14日	4億円	該当事項なし。	
26-外1-2	平成26年1月16日	2億2,268万2,890円		
26-外1-3	平成26年1月16日	1億6,296万2,800円		
26-外1-4	平成26年1月17日	3億円		
26-外1-5	平成26年2月4日	4億1,000万円		
26-外1-6	平成26年2月4日	5億円		
26-外1-7	平成26年2月4日	18億9,215万円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-8	平成26年2月4日	5億4,600万円	該当事項なし。	
26-外1-9	平成26年2月4日	7億8,750万円		
26-外1-10	平成26年2月5日	3億円		
26-外1-11	平成26年2月5日	83億900万円		
26-外1-12	平成26年2月5日	67億5,900万円		
26-外1-13	平成26年2月5日	23億5,524万9,000円		
26-外1-14	平成26年2月7日	4億円		
26-外1-15	平成26年2月7日	12億3,200万円		
26-外1-16	平成26年2月12日	6億8,468万7,500円		
26-外1-17	平成26年2月12日	42億3,000万円		
26-外1-18	平成26年2月14日	3億円		
26-外1-19	平成26年2月19日	2億円		
26-外1-20	平成26年2月19日	3億円		
26-外1-21	平成26年2月19日	15億7,000万円		
26-外1-22	平成26年2月19日	11億円		
26-外1-23	平成26年2月19日	6億6,000万円		
26-外1-24	平成26年2月20日	9億6,250万円		
26-外1-25	平成26年2月24日	3億円		
26-外1-26	平成26年2月24日	10億円		
26-外1-27	平成26年2月28日	3億円		
26-外1-28	平成26年2月28日	25億8,500万円		
26-外1-29	平成26年2月28日	23億700万円		
26-外1-30	平成26年3月4日	3億5,000万円		
26-外1-31	平成26年3月5日	3億円		
26-外1-32	平成26年3月10日	11億3,400万円		
26-外1-33	平成26年3月14日	4億円		
26-外1-34	平成26年3月14日	14億7,000万円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 1 -35	平成26年 3 月 31 日	10億5,988万8,000円	該当事項なし。	
26-外 1 -36	平成26年 3 月 31 日	19億6,964万円		
26-外 1 -37	平成26年 4 月 1 日	3 億円		
26-外 1 -38	平成26年 4 月 8 日	2 億円		
26-外 1 -39	平成26年 4 月 8 日	4 億円		
26-外 1 -40	平成26年 4 月 8 日	6 億4,064万円		
26-外 1 -41	平成26年 4 月 10 日	5 億3,151万2,000円		
26-外 1 -42	平成26年 4 月 21 日	10億円		
26-外 1 -43	平成26年 5 月 8 日	4 億円		
26-外 1 -44	平成26年 5 月 8 日	24億3,850万円		
26-外 1 -45	平成26年 5 月 8 日	5 億円		
26-外 1 -46	平成26年 5 月 9 日	10億円		
26-外 1 -47	平成26年 5 月 13 日	3 億円		
26-外 1 -48	平成26年 5 月 13 日	5 億 6 万円		
26-外 1 -49	平成26年 5 月 13 日	7 億円		
26-外 1 -50	平成26年 5 月 14 日	91億1,900万円		
26-外 1 -51	平成26年 5 月 14 日	250億円		
26-外 1 -52	平成26年 5 月 14 日	6 億5,000万円		
26-外 1 -53	平成26年 5 月 14 日	2 億円		
26-外 1 -54	平成26年 5 月 15 日	3 億円		
26-外 1 -55	平成26年 5 月 16 日	5 億円		
26-外 1 -56	平成26年 5 月 23 日	2 億円		
26-外 1 -57	平成26年 5 月 26 日	3 億6,536万円		
26-外 1 -58	平成26年 5 月 30 日	5 億円		
26-外 1 -59	平成26年 5 月 30 日	3 億5,000万円		
26-外 1 -60	平成26年 5 月 30 日	3 億5,000万円		
26-外 1 -61	平成26年 5 月 30 日	4 億円		



番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 1 -62	平成26年 6 月 13 日	14億1,000万円	該当事項なし。	
26-外 1 -63	平成26年 7 月 1 日	3 億円		
26-外 1 -64	平成26年 7 月 1 日	4 億円		
26-外 1 -65	平成26年 7 月 1 日	3 億5,000万円		
26-外 1 -66	平成26年 7 月 1 日	3 億5,000万円		
26-外 1 -67	平成26年 7 月 8 日	2 億円		
26-外 1 -68	平成26年 7 月 8 日	2 億円		
26-外 1 -69	平成26年 7 月 8 日	2 億2,466万5,000円		
26-外 1 -70	平成26年 7 月 8 日	3 億8,978万6,897円50銭		
26-外 1 -71	平成26年 7 月 9 日	3 億円		
26-外 1 -72	平成26年 7 月 11 日	3 億円		
26-外 1 -73	平成26年 7 月 11 日	9 億2,100万円		
26-外 1 -74	平成26年 7 月 14 日	2 億円		
26-外 1 -75	平成26年 8 月 4 日	3 億円		
26-外 1 -76	平成26年 8 月 5 日	3 億5,000万円		
26-外 1 -77	平成26年 8 月 5 日	10億1,787万円		
26-外 1 -78	平成26年 8 月 8 日	3 億円		
26-外 1 -79	平成26年 8 月 8 日	3 億円		
26-外 1 -80	平成26年 8 月 8 日	2 億円		
26-外 1 -81	平成26年 8 月 12 日	5 億3,000万円		
26-外 1 -82	平成26年 8 月 15 日	12億6,000万円		
26-外 1 -83	平成26年 8 月 18 日	7 億円		
26-外 1 -84	平成26年 8 月 20 日	3 億円		
26-外 1 -85	平成26年 8 月 20 日	3 億円		
26-外 1 -86	平成26年 8 月 21 日	3 億円		
26-外 1 -87	平成26年 8 月 25 日	2 億円		
26-外 1 -88	平成26年 8 月 29 日	6 億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-89	平成26年8月29日	10億円	該当事項なし。	
26-外1-90	平成26年8月29日	23億1,600万円		
26-外1-91	平成26年8月29日	4億円		
26-外1-92	平成26年9月1日	2億円		
26-外1-93	平成26年9月1日	2億円		
26-外1-94	平成26年9月4日	25億6,900万円		
26-外1-95	平成26年9月8日	3億円		
26-外1-96	平成26年9月8日	2億円		
26-外1-97	平成26年9月8日	2億円		
26-外1-98	平成26年9月10日	8億5,200万円		
26-外1-99	平成26年9月12日	3億円		
26-外1-100	平成26年9月17日	30億7,500万円		
26-外1-101	平成26年10月1日	2億5,000万円		
26-外1-102	平成26年10月1日	2億円		
26-外1-103	平成26年10月6日	71億100万円		
26-外1-104	平成26年10月6日	72億500万円		
26-外1-105	平成26年10月6日	88億3,600万円		
26-外1-106	平成26年10月7日	3億5,000万円		
26-外1-107	平成26年10月9日	3億円		
26-外1-108	平成26年10月15日	11億5,900万円		
26-外1-109	平成26年10月16日	9億5,000万円		
26-外1-110	平成26年10月17日	2億円		
26-外1-111	平成26年10月17日	2億円		
26-外1-112	平成26年10月17日	10億5,400万円		
26-外1-113	平成26年10月20日	5億円		
26-外1-114	平成26年10月22日	10億2,200万円		
26-外1-115	平成26年11月6日	34億1,550万円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-116	平成26年11月10日	3億円	該当事項なし。	
26-外1-117	平成26年11月14日	2億円		
26-外1-118	平成26年11月14日	2億円		
26-外1-119	平成26年11月14日	3億円		
26-外1-120	平成26年11月14日	11億5,000万円		
26-外1-121	平成26年11月14日	5億9,000万円		
26-外1-122	平成26年11月17日	6億円		
26-外1-123	平成26年11月20日	4億円		
26-外1-124	平成26年11月21日	3億円		
26-外1-125	平成26年11月25日	3億円		
26-外1-126	平成26年11月25日	3億円		
26-外1-127	平成26年11月28日	10億円		
26-外1-128	平成26年11月28日	13億7,100万円		
26-外1-129	平成26年12月1日	3億円		
26-外1-130	平成26年12月3日	2億円		
26-外1-131	平成26年12月4日	2億円		
26-外1-132	平成26年12月4日	2億円		
26-外1-133	平成26年12月5日	44億7,700万円		
26-外1-134	平成26年12月5日	19億3,300万円		
26-外1-135	平成26年12月8日	3億円		
26-外1-136	平成26年12月9日	3億円		
26-外1-137	平成26年12月11日	4億円		
26-外1-138	平成26年12月11日	19億4,800万円		
26-外1-139	平成26年12月12日	6億円		
26-外1-140	平成26年12月12日	3億円		
26-外1-141	平成26年12月12日	3億円		
26-外1-142	平成26年12月19日	4億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-143	平成26年12月22日	5億円	該当事項なし。	
26-外1-144	平成26年12月22日	5億円		
26-外1-145	平成26年12月22日	3億円		
26-外1-146	平成26年12月22日	3億円		
26-外1-147	平成26年12月22日	3億円		
26-外1-148	平成27年1月5日	9億2,799万円		
26-外1-149	平成27年1月13日	12億円		
26-外1-150	平成27年1月14日	3億円		
26-外1-151	平成27年1月14日	1億9,600万円		
26-外1-152	平成27年1月16日	14億5,000万円		
26-外1-153	平成27年1月16日	12億円		
26-外1-154	平成27年1月16日	13億9,000万円		
26-外1-155	平成27年1月16日	21億4,000万円		
26-外1-156	平成27年1月22日	10億1,000万円		
26-外1-157	平成27年2月6日	70億7,000万円		
26-外1-158	平成27年2月6日	21億4,900万円		
26-外1-159	平成27年2月6日	35億7,000万円		
26-外1-160	平成27年2月6日	10億円		
26-外1-161	平成27年2月6日	5億円		
26-外1-162	平成27年2月6日	10億円		
26-外1-163	平成27年2月9日	4億円		
26-外1-164	平成27年2月12日	3億円		
26-外1-165	平成27年2月13日	3億円		
26-外1-166	平成27年2月13日	3億円		
26-外1-167	平成27年2月16日	10億5,000万円		
26-外1-168	平成27年2月16日	8億7,000万円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外1-169	平成27年2月16日	3億1,000万円	該当事項なし。	
26-外1-170	平成27年2月18日	5億円		
26-外1-171	平成27年2月19日	17億円		
26-外1-172	平成27年2月20日	10億円		
26-外1-173	平成27年2月23日	2億5,000万円		
26-外1-174	平成27年2月23日	3億円		
26-外1-175	平成27年2月24日	16億8,200万円		
26-外1-176	平成27年2月24日	12億9,500万円		
26-外1-177	平成27年2月27日	1,000万ブラジル・レアル (4億4,190万円) (注1)		
26-外1-178	平成27年3月2日	56億3,100万円		
26-外1-179	平成27年3月2日	12億4,900万円		
26-外1-180	平成27年3月4日	3億円		
26-外1-181	平成27年3月4日	3億円		
26-外1-182	平成27年3月9日	10億円		
26-外1-183	平成27年3月13日	700万ブラジル・レアル (2億9,078万円) (注2)		
26-外1-184	平成27年3月13日	2億円		
26-外1-185	平成27年3月13日	2億円		
実績合計額		2,169億382万4,087円50銭 (注3)	減額総額	0円

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成27年4月2日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1ブラジル・レアル=44.19円の換算率(平成27年1月30日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート(小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。))により換算されている。

(注2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成27年4月16日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1ブラジル・レアル=41.54円の換算率(平成27年2月27日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート(小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。))により換算されている。

(注3) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－ 2,830億9,617万5,912円50銭  
減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限－実績合計 該当事項なし。  
額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「トルコ・リラ」	トルコ共和国の法定通貨
「ブラジル・レアル」	ブラジル連邦共和国の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

# 目 次

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
＜ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債に関する情報＞ .....	1
第1 【募集要項】 .....	1
第2 【売出要項】 .....	1
1 【売出有価証券】 .....	1
2 【売出しの条件】 .....	4
第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....	6
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	7
第三部 【参照情報】 .....	7
第1 【参照書類】 .....	7
第2 【参照書類の補完情報】 .....	7
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	8
第四部 【保証会社等の情報】 .....	8

## 第一部【証券情報】

<ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円  
ノトルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債に関する情報>

(中略)

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円ノトルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	56億7,700万円 (注2)	売出価額の総額	56億7,700万円 (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2020年3月26日(または当該日が営業日ではない日に該当することとなる場合、支払期日は、翌営業日に繰り延べる。) (以下「満期償還日」という。)(注3)		
利率	<p>(1) 固定利息期間に関する適用利率 各本社債は、2015年3月30日(以下「発行日」という。)(同日を含む。 ) から、年率8.70%(以下「固定適用利率」という。 ) で、2015年9月26日(以下「利率転換日」という。 ) (当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。 ) (同日を含まない。 ) まで利息を生じる。利息は、固定利息期間について発生する。 「固定利息期間」とは、発行日(同日を含む。 ) から利率転換日(同日を含まない。 ) までの期間をいう。</p> <p>(2) 仕組利息期間に関する適用利率 各仕組利息期間に関する利率(以下「仕組適用利率」という。 ) は、以下に定めるところによるものとする。 ある仕組利息期間に関する仕組適用利率は、次のとおり算定される。</p> <p>(A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されるところにより、参照為替が利率判定為替と等しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利率は、年率8.70%になる。</p> <p>(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率0.10%になる。</p> <p>「仕組利息期間」とは、利率転換日(同日を含む。 ) から初回の仕組利息期間最終日(同日を含まない。 ) までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日(同日を含む。 ) から翌仕組利息期間最終日(同日を含まない。 ) までの期間をいう。</p>		



	<p>「仕組利息期間最終日」とは、2016年3月26日に開始し、2020年3月26日（同日を含む。）までの毎年3月26日および9月26日をいう（以下、利率転換日および仕組利息期間最終日それぞれを「利息期間最終日」という。）。</p> <p>(3) 利払期日  利息は、満期償還日（同日を含む。）までの毎年の利払期日（以下に定義する。）に後払いされる。「利払期日」は、各利息期間最終日とし、または当該利払期日が営業日ではない日に該当することとなる場合、当該利払期日は、営業日である翌日に繰り延べる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間最終日より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。</p> <p>「営業日」とは、ロンドン、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っており、また汎欧州自動即時グロス決済・高速振替（TARGET2）システムが稼働している日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。（注4）</p>
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (以下「売出人」という。)
摘要	<p>その他</p> <p>本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。</p> <p>その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。</p>

- (注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）のデット・イシューアンス・プログラムに基づき、2015年3月30日（ロンドン時間）に発行会社により発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引受けられる。
- (注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面金額と同額である。
- (注3) 本社債の最終償還は、満期償還日において、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」に従い日本円またはトルコリラによりなされる。なお、満期償還日前の償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還、(3) 違法性による償還」、「2 売出しの条件、本社債要項の概要、10. 債務不履行事由」および「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件、(a) 強制早期償還事由」を参照のこと。計算代理人の判断において、いずれかの強制早期償還判定日に強制早期償還事由が発生した場合、発行会社は、後記「2 売出しの条件、本社債の要項の概要、13. 通知」に従い本社債権者に対して通知を行い、また本社債の全部（一部は不可）を償還し、計算金額に相当する本社債の各元本金額が直後の強制早期償還日において額面金額で償還される。「強制早期償還事由」とは、関連する強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替と等しいか、またはこれを上回ることをいう。
- かかる早期償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」に定義されている。
- (注4) 本「利率」欄に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」において定義されている。本社債の利息に係る条件の詳細は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」を参照のこと。

(注5) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本（注5）において「ムーディーズ」という。）よりA3、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下、本（注5）において「S&P」という。）よりA（クレジット・ウォッチ・ネガティブ。S&Pからの格付は、S&Pによる2015年2月3日付の発表に従って格下げの可能性のある見直しが現在行われている。）、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本（注5）において「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	100万円 (額面金額の100%)	申込期間	2015年3月19日から 2015年3月27日まで
申込単位	額面100万円以上 額面100万円単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における 本店、各支店および各 営業部店ならびに(注 1)記載の金融機関お よび金融商品仲介業者 の営業所または事務所 (注2)	受渡期日	2015年3月31日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 売出人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

(注2) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われぬ。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

## 本社債要項の概要

(中略)

### 1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

#### (1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店を通じて行為する発行会社によって発行され、日本円（以下「利払通貨」という。）建てで額面金額100万円（以下「額面金額」という。）による総額56億7,700万円で発行される。各本社債の「計算金額」は、100万円とする。

#### (2) 様式

(中略)

### 3. 利息

(中略)

#### (1) 固定利息期間に関する適用利率および利息期間

##### (a) 固定利息

各本社債は、2015年3月30日（同日を含む。）から、年率8.70%（以下「固定適用利率」という。）で、2015年9月26日（以下「利率転換日」という。）（当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。）（同日を含まない。）まで利息を生じる。利息は、固定利息期間について発生する。

(中略)

##### (b) 利息金額

各利払期日に支払われるべき当該利払期日（同日を含まない。）に終了する固定利息期間に関する利息の金額は、計算金額当たり42,533円（以下「固定利息金額」という。）に相当する。当該金額は、利払通貨の単位未満で四捨五入して利払通貨の単位まで算出するものとする。

(中略)

#### (2) 仕組利息期間に関する適用利率および利息期間

(中略)

##### (c) 仕組適用利率

(中略)

(A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されるところにより、参照為替が利率判定為替と等しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利率は、年率8.70%になる。

(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率0.10%になる。

上記(A)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、43,500円となり、また上記(B)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、500円となる。

(後略)

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）  
平成26年6月27日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書  
事業年度（2014年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）  
平成26年9月29日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成26年8月19日および平成27年2月17日に関東財務局長に提出

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成26年6月27日および平成27年3月16日に関東財務局長に提出

2記載の半期報告書について半期報告書の訂正報告書を平成27年3月16日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の半期報告書の訂正報告書による訂正を含む。）（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置

換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成27年3月17日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

### **第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

該当事項なし。

### **第四部【保証会社等の情報】**

該当事項なし。